

序章 第5期計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、平成17年6月に「食育基本法」が制定され、20年が経過しました。

本県においても、平成18年3月、「健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり」と「次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくり」を基本目標とし、「うまい・楽しい・元気な大分」を目指して、第1期の「大分県食育推進計画」を策定し、食育推進体制の整備や食育活動者の育成、健やかな食生活を実践できる県民の育成、大分の食で創る魅力あふれる地域づくり、環境に配慮した食育の推進に取り組んできました。

また、平成23年3月策定の第2期計画では、それまでの成果と課題を踏まえ、「食育の見える化」を図り、家庭、保育所、学校、事業所、地域などがそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、地域の特性を生かした食育の推進に取り組んできました。

平成28年3月策定の第3期計画では、それまでに取り組んできた体制整備や食育活動者の育成、多方面の相互連携については徐々に定着しつつあることから、関係者・関係機関の食育推進のための各種の取り組みの中で、一人ひとりが「食べ物を選ぶ力」、「地域素材や旬の味がわかる力」、「地域の食文化を生かした料理ができる力」、「食べ物のいのちを感じる力」、「元気な体がわかる力」、「食卓でマナーを学ぶ力」の「6つの力」を身につけることを目標とし、食育の推進に取り組んできました。

令和3年3月策定の第4期計画では、これまでの取組を生かし、県民にわかりやすい食育を推進するため、県民一人ひとりが「えらぶ・つくる・たべる」力を身につけていくことを目標とし、食育の推進に取り組んできました。

第5期計画では、引き続き県民一人ひとりが「えらぶ・つくる・たべる」力を身につけていくことを目標に、そのために必要な「食に関する正しい知識の理解促進」に取り組めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、大分県食育推進条例第20条に基づき、食育の推進について、本県における食育のあるべき姿を明らかにするとともに、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針となるものです。

また、食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消費）第41条に基づく地域の農林水産物の利用の促進についての計画として位置づけられます。

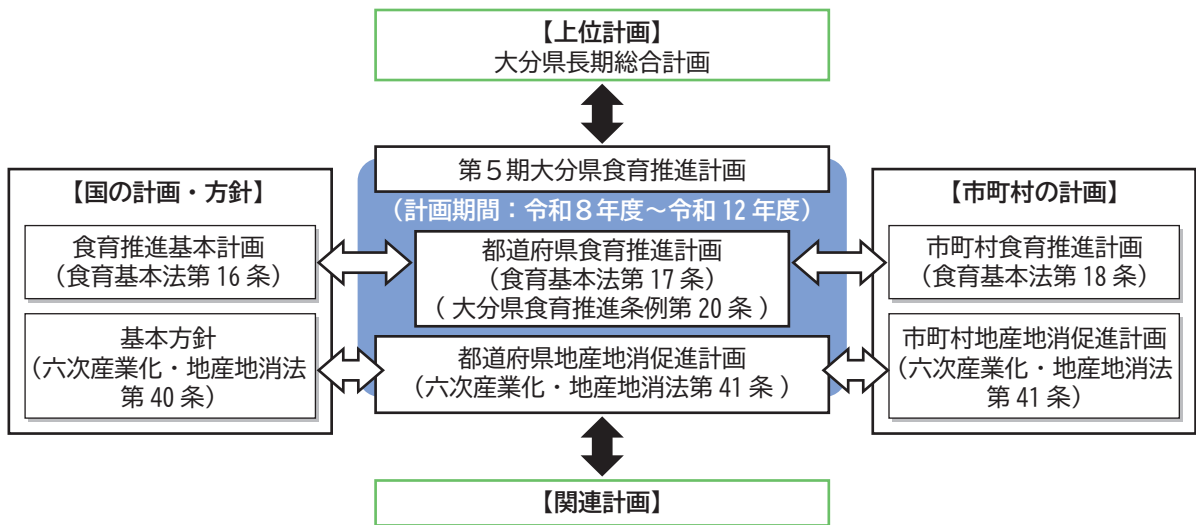


表1 関連計画

計 画 名	策定年月	最終年度
第8次大分県医療計画	令和6年3月	令和11年度
第三次生涯健康県おおいた21	令和6年3月	令和17年度
第二次大分県歯科口腔保健計画	令和6年3月	令和17年度
おおいた高齢者いきいきプラン (第9期)	令和6年3月	令和8年度
大分こどもまんなかプラン (第5期計画)	令和7年4月	令和11年度
第5次大分県消費者基本計画	令和8年3月	令和12年度
第6次おおいた男女共同参画プラン	令和8年3月	令和12年度
第6次大分県食品安全行動計画	令和5年3月	令和9年度
第6次大分県廃棄物処理計画	令和8年3月	令和12年度
第4次大分県環境基本計画	令和6年10月	令和15年度
大分県農林水産業振興計画	令和6年9月	令和15年度
国東半島宇佐地域世界農業遺産アクションプラン	令和5年4月	令和9年度
第3次大分県有機農業推進計画	令和4年3月	令和8年度
大分県長期教育計画 (教育県大分創造プラン2025)	令和7年3月	令和15年度

3 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。